

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和39年岩手県告示第262号の7）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務 の範囲	指定した金融機関			取扱事務 の範囲
名 称	位 置	取扱店舗		名 称	位 置	取扱店舗	
[略]			[略]	[略]			[略]
株式会 社ゆう ちょ銀 行	[略]	1 本店、支店及び出張所 並びに株式会社ゆうちょ 銀行から委託を受けた日 本郵便株式会社の郵便局 （自動払込みを利用した 県公金（個人の事業税、 自動車税の種別割、母子 及び父子並びに寡婦福祉 法（昭和39年法律第129号 。以下「法」という。） の規定に基づく母子福祉 資金の貸付金の償還金及 びこれに附帯する収入金 、法の規定に基づく父子 福祉資金の貸付金の償還 金及びこれに附帯する収 入金並びに法の規定に基 づく寡婦福祉資金の貸付 金の償還金及びこれに附 帯する収入金に限る。） の収納事務、株式会社ゆ うちょ銀行が指定する様 式により窓口で払い込む 県公金（県税及びこれに 附帯する収入金に限る。 ）の収納事務及びマルチ ペイメントネットワーク 収納サービスを利用した 県公金の収納事務を行う ものに限る。）	[略]	株式会 社ゆう ちょ銀 行	[略]	1 本店、支店及び出張所 並びに株式会社ゆうちょ 銀行から委託を受けた日 本郵便株式会社の郵便局 （自動払込みを利用した 県公金（個人の事業税、 自動車税、母子及び父子 並びに寡婦福祉法（昭和 39年法律第129号。以下「 法」という。）の規定に 基づく母子福祉資金の貸 付金の償還金及びこれに 附帯する収入金、法の規 定に基づく父子福祉資金 の貸付金の償還金及びこ れに附帯する収入金並び に法の規定に基づく寡婦 福祉資金の貸付金の償還 金及びこれに附帯する収 入金に限る。）の収納事 務、株式会社ゆうちょ銀 行が指定する様式により 窓口で払い込む県公金（ 県税及びこれに附帯する 収入金に限る。）の収納 事務及びマルチペイメン トネットワーク収納サー ビスを利用した県公金の 収納事務を行うものに限 る。）	[略]
		2 [略]				2 [略]	

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。